

介護給付費の算定構造（案）

この資料は、指定居宅サービス介護給付費点数表（案）、指定居宅介護支援介護給付費点数表（案）、指定施設サービス等介護給付費点数表（案）及び食事の提供に要する費用の額の算定表（案）を基に、介護報酬の算定項目を整理し、その関係を構造化したものである。

「第1部 介護給付費の算定項目一覧（案）」は、各点数表（案）のサービス種類に対応して、基本的な算定項目と注加算あるいは減算する項目を抽出して整理したものである。

「第2部 介護給付費の算定構造（案）」は、第1部で整理した介護給付費の算定項目に関して、算定単位に応じた項目間の関係を図示したものである。言い換えれば、介護報酬の点数計算にあたって基本算定項目と注加算・減算項目との組合せの可能性を表現したものである。

第1部及び第2部において、点数（食事費用については金額）又は率に対応する部分をアルファベットで標記している。これらは、点数表の告示の内容に対応して具体的な数値に置き換わる部分である。

第1部 介護給付費の算定項目一覧(案)

		基本算定項目		注加算・減算項目									
指定居宅サービス介護給付費算定表	1 訪問介護	イ 身体介護が中心である訪問介護	(1)所要時間30分未満 (A点)	注2 3級課程修了者等により行われる場合 (所定点数のS/100を算定)	注3 2人派遣の場合 (所定点数の200/100を算定)	注4 夜間又は早朝の場合 (所定点数のP/100を加算) 深夜の場合 (所定点数のQ/100を加算)	注5 特別地域訪問介護加算 (所定点数のR/100を加算)						
			(2)所要時間30分以上1時間未満 (B点)										
	(3)所要時間1時間以上 (C点+30分ごとc点)												
			ロ 家事援助が中心である訪問介護	(1)所要時間30分以上1時間未満 (D点)									
				(2)所要時間1時間以上 (E点+30分ごとe点)									
		2 訪問入浴介護		(A点)	注2 介護職員のみによる場合 (所定点数のP/100を算定)	注3 清拭又は部分浴の場合 (所定点数のQ/100を算定)	注4 特別地域訪問入浴介護加算 (所定点数のR/100を加算)						
	3 訪問看護	イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1)30分未満 (A点)	注1 准看護師、准看護士の場合 (所定点数のS/100を算定)	注2 夜間又は早朝の場合 (所定点数のP/100を加算)	注3 特別地域訪問看護加算 (所定点数のR/100を加算)	注4 緊急時訪問看護加算 (G点を月1回加算)	注5 特別管理加算 (I点を月1回加算)	注7 ターミナルケア加算 (J点を死亡月に加算)				
			(2)30分以上1時間未満 (B点)										
			(3)1時間以上1時間半まで (C点)										
		ロ 病院又は診療所の場合	(1)30分未満 (D点)	指定訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士の場合 (B点算定)	注2 夜間又は早朝の場合 (所定点数のP/100を加算)	注3 特別地域訪問看護加算 (所定点数のR/100を加算)	注4 緊急時訪問看護加算 (H点を月1回加算)						
			(2)30分以上1時間未満 (E点)										
			(3)1時間以上1時間半まで (F点)										
	4 訪問リハビリテーション		(A点)										
5 居宅療養管理指導	イ 医師、歯科医師が行う場合 (月1回限り)	(1)居宅療養管理指導費(I)(2以外) (A点)											
		(2)居宅療養管理指導費(II)(在院診を算定する場合) (B点)											
	ロ 薬剤師が行う場合 (月2回限り)	(C点)	注2 特別な薬剤の投薬が行われている場合 (1回につきD点加算)										
	ハ 管理栄養士が行う場合 (月2回限り)	(E点)											
	ニ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回限り)	(F点)											
6 通所介護	イ 単独型通所介護費	(1)3時間以上4時間未満	要支援 (A1点)	注2 2時間以上3時間未満の場合 イ(1)、ロ(1)、ハ(1)又は二(1)に定める所定点数のS/100を算定	注3 専従の機能訓練指導員を配置している場合 (通所介護の単位について、E点加算)	注4 食事提供体制を整備して、食事の提供を行うこととなっている場合 (1回につきF点加算)	注5 送迎加算 (片道の送迎ごとにG点加算)	注6 イ 通所介護入浴介助加算 (1日につきH点加算) ロ 通所介護特別入浴介助加算 (1日につき1点加算)					
			要介護1-2 (A2点)										
			要介護3-4-5 (A3点)										
		(2)4時間以上6時間未満	要支援 (A4点)										
			要介護1-2 (A5点)										
			要介護3-4-5 (A6点)										
		(3)6時間以上8時間未満	要支援 (A7点)										
			要介護1-2 (A8点)										
			要介護3-4-5 (A9点)										
		ロ 併設型通所介護費	(1)3時間以上4時間未満						要支援 (B1点)				
									要介護1-2 (B2点)				
									要介護3-4-5 (B3点)				
	(2)4時間以上6時間未満		要支援 (B4点)										
			要介護1-2 (B5点)										
			要介護3-4-5 (B6点)										
	(3)6時間以上8時間未満	要支援 (B7点)											
		要介護1-2 (B8点)											
		要介護3-4-5 (B9点)											
	ハ 痴呆専用単独型通所介護費	(1)3時間以上4時間未満	要支援 (C1点)										
			要介護1-2 (C2点)										
			要介護3-4-5 (C3点)										
		(2)4時間以上6時間未満	要支援 (C4点)										
			要介護1-2 (C5点)										
			要介護3-4-5 (C6点)										
(3)6時間以上8時間未満	要支援 (C7点)												
	要介護1-2 (C8点)												
	要介護3-4-5 (C9点)												
ニ 痴呆専用併設型通所介護費	(1)3時間以上4時間未満	要支援 (D1点)											
		要介護1-2 (D2点)											
		要介護3-4-5 (D3点)											
	(2)4時間以上6時間未満	要支援 (D4点)											
		要介護1-2 (D5点)											
		要介護3-4-5 (D6点)											
(3)6時間以上8時間未満	要支援 (D7点)												
	要介護1-2 (D8点)												
	要介護3-4-5 (D9点)												

		基本算定項目			注加算・減算項目															
指定居宅サービス介護給付費点数表	7 通所リハビリテーション	イ 通所リハビリテーション費(Ⅰ) (通常規模の医療機関)	(1) 3時間以上 4時間未満	要支援 (A1点) 要介護1・2 (A2点) 要介護3・4・5 (A3点)	注2 2時間以上 3時間未満 の場合 (イ(1)、ロ(1)又 はハ(1)に定め る所定点数のS /100を算定)	注3 食事提供 体制を整備し て、食事の提 供を行うこと となっている 場合 (1回につきF点 加算)	注4 送迎加算 (片道の送迎ご とにG点加算)	注5 イ 通所リハビリ テーション 入浴介助加算 (1日につきH点 加算) ロ 通所リハビリ テーション 特別入浴介助 加算 (1日につきI点 加算)												
			(2) 4時間以上 6時間未満	要支援 (A4点) 要介護1・2 (A5点) 要介護3・4・5 (A6点)																
			(3) 6時間以上 8時間未満	要支援 (A7点) 要介護1・2 (A8点) 要介護3・4・5 (A9点)																
			ロ 通所リハビリテーション費(Ⅱ) (小規模診療所)	(1) 3時間以上 4時間未満							要支援 (B1点) 要介護1・2 (B2点) 要介護3・4・5 (B3点)									
				(2) 4時間以上 6時間未満							要支援 (B4点) 要介護1・2 (B5点) 要介護3・4・5 (B6点)									
				(3) 6時間以上 8時間未満							要支援 (B7点) 要介護1・2 (B8点) 要介護3・4・5 (B9点)									
		ハ 通所リハビリテーション費(Ⅲ) (介護老人保健施設)	(1) 3時間以上 4時間未満	要支援 (C1点) 要介護1・2 (C2点) 要介護3・4・5 (C3点)							注7 理学療法 士、作業療法 士による訪問 指導等加算(介 護老人保健施設 の場合) (月1回限りJ点 加算)									
			(2) 4時間以上 6時間未満	要支援 (C4点) 要介護1・2 (C5点) 要介護3・4・5 (C6点)																
			(3) 6時間以上 8時間未満	要支援 (C7点) 要介護1・2 (C8点) 要介護3・4・5 (C9点)																
			8 短期入所生活介護	イ 単独型短期入所生活介護費								(1) 単独型短期入所生活介護費(Ⅰ) 介護・看護職員の配置 3:1	要支援 (A1点) 要介護1 (A2点) 要介護2 (A3点) 要介護3 (A4点) 要介護4 (A5点) 要介護5 (A6点)	注2 夜勤を行う介護職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合 (所定点数のP1/100を算定)	注3 専従の機能訓練指導員を配置している場合 (1日につきG点加算)	注4 送迎加算 (片道の送迎ごとにH点加算)				
													(2) 単独型短期入所生活介護費(Ⅱ) 介護・看護職員の配置 3.5:1							要支援 (B1点) 要介護1 (B2点) 要介護2 (B3点) 要介護3 (B4点) 要介護4 (B5点) 要介護5 (B6点)
													(3) 単独型短期入所生活介護費(Ⅲ) 介護・看護職員の配置 4.1:1							要支援 (C1点) 要介護1 (C2点) 要介護2 (C3点) 要介護3 (C4点) 要介護4 (C5点) 要介護5 (C6点)
	ロ 併設型短期入所生活介護費	(1) 併設型短期入所生活介護費(Ⅰ) 介護・看護職員の配置 3:1			要支援 (D1点) 要介護1 (D2点) 要介護2 (D3点) 要介護3 (D4点) 要介護4 (D5点) 要介護5 (D6点)	注2 夜勤を行う介護職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合 (所定点数のP2/100を算定)														
					(2) 併設型短期入所生活介護費(Ⅱ) 介護・看護職員の配置 3.5:1		要支援 (E1点) 要介護1 (E2点) 要介護2 (E3点) 要介護3 (E4点) 要介護4 (E5点) 要介護5 (E6点)													
					(3) 併設型短期入所生活介護費(Ⅲ) 介護・看護職員の配置 4.1:1		要支援 (F1点) 要介護1 (F2点) 要介護2 (F3点) 要介護3 (F4点) 要介護4 (F5点) 要介護5 (F6点)													

		基本算定項目			注加算・減算項目																	
指定居宅サービス介護給付費点数表	9 短期入所療養介護	9-1 介護老人保健施設における短期入所療養介護	イ 老人保健施設型短期入所療養介護費	(1)老人保健施設短期入所療養介護費(I) 看護・介護職員 の配置 3:1	要支援 (A1点) 要介護1 (A2点) 要介護2 (A3点) 要介護3 (A4点) 要介護4 (A5点) 要介護5 (A6点)	注2 リハビリ体制が強化されている場合 (1日につきC点加算)	注3 痴呆専門棟加算(問題行動の著しい痴呆性老人の場合) (1日につきJ点加算)	注4 送迎加算 (片道の送迎ごとにH点加算)														
				(2)老人保健施設短期入所療養介護費(II) 介護・看護職員 の配置 3.6:1	要支援 (B1点) 要介護1 (B2点) 要介護2 (B3点) 要介護3 (B4点) 要介護4 (B5点) 要介護5 (B6点)																	
				口 緊急時施設療養費	(1)緊急時治療管理費 (月3日を限度に、1日につきI点) (2)特定治療費																	
				9-2 療養型病床群を有する病院における短期入所療養介護	イ 病院療養型病床群短期入所療養介護費				(1)病院療養型病床群短期入所療養介護費(I) 看護職員6:1 介護職員3:1	要支援 (A1点) 要介護1 (A2点) 要介護2 (A3点) 要介護3 (A4点) 要介護4 (A5点) 要介護5 (A6点)	注1 イ 基準省令附則第10条に該当する場合(廊下幅) (1日につきE1点減算) ロ 基準省令附則第8、9、11条の何れかに該当する場合(病室、機能訓練室) (1日につきE2点減算) ハ 基準省令附則第7条に該当する場合(食堂、浴室) (1日につきE3点減算)	注2 医師の配置について医療法施行規則附則第49条に定める経過措置が適用されている場合 (1日につきF点減算)	注3 勤務条件に関する基準の区分による加減算 ①基準型(そのままの点数) ②加算型 1)看護婦等の数15:1以上 夜勤時間72時間以下 (G1点加算) 2)看護婦等の数20:1以上 夜勤時間72時間以下 (G2点加算) 3)看護婦等の数30:1以上 夜勤時間64時間以下 (G3点加算) 4)看護婦等の数20:1以上 夜勤時間72時間以下 (G4点加算) ③減算型 ①に満たない場合 (G5点減算)	注4 送迎加算 (片道の送迎ごとにH点加算)								
									(2)病院療養型病床群短期入所療養介護費(II) 看護職員6:1 介護職員4:1	要支援 (B1点) 要介護1 (B2点) 要介護2 (B3点) 要介護3 (B4点) 要介護4 (B5点) 要介護5 (B6点)												
									(3)病院療養型病床群短期入所療養介護費(III) 看護職員6:1 介護職員5:1	要支援 (C1点) 要介護1 (C2点) 要介護2 (C3点) 要介護3 (C4点) 要介護4 (C5点) 要介護5 (C6点)												
									(4)病院療養型病床群短期入所療養介護費(IV) 看護職員6:1 介護職員6:1	要支援 (D1点) 要介護1 (D2点) 要介護2 (D3点) 要介護3 (D4点) 要介護4 (D5点) 要介護5 (D6点)												
									口 特定診療費													
									9-3 療養型病床群を有する診療所における短期入所療養介護	イ 診療所療養型病床群短期入所療養介護費					(1)診療所療養型病床群短期入所療養介護費(I) 看護職員6:1 介護職員6:1	要支援 (A1点) 要介護1 (A2点) 要介護2 (A3点) 要介護3 (A4点) 要介護4 (A5点) 要介護5 (A6点)	注1 イ 平成10年省令第2、3条の何れかの適用を受ける場合 (1日につきC1点減算) ロ 平成10年省令附則第6条の適用を受ける場合(1日につきC2点減算)	注2 送迎加算 (片道の送迎ごとにH点加算)				
															(2)診療所療養型病床群短期入所療養介護費(II) 看護・介護職員3:1	要支援 (B1点) 要介護1 (B2点) 要介護2 (B3点) 要介護3 (B4点) 要介護4 (B5点) 要介護5 (B6点)						
口 特定診療費																						
9-4 老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護	イ 痴呆疾患型短期入所療養介護費	(1)痴呆疾患型短期入所療養介護費(I) 看護職員6:1 介護職員4:1	要支援 (A1点) 要介護1 (A2点) 要介護2 (A3点) 要介護3 (A4点) 要介護4 (A5点) 要介護5 (A6点)			注2 送迎加算 (片道の送迎ごとにH点加算)																
		(2)痴呆疾患型短期入所療養介護費(II) 看護職員6:1 介護職員5:1	要支援 (B1点) 要介護1 (B2点) 要介護2 (B3点) 要介護3 (B4点) 要介護4 (B5点) 要介護5 (B6点)																			
		(3)痴呆疾患型短期入所療養介護費(III) 看護職員6:1 介護職員6:1	要支援 (C1点) 要介護1 (C2点) 要介護2 (C3点) 要介護3 (C4点) 要介護4 (C5点) 要介護5 (C6点)																			
		(4)痴呆疾患型短期入所療養介護費(IV) 看護職員6:1 介護職員8:1	要支援 (D1点) 要介護1 (D2点) 要介護2 (D3点) 要介護3 (D4点) 要介護4 (D5点) 要介護5 (D6点)																			
		口 特定診療費																				

基本算定項目			注加算・減算項目						
指定居宅サービス介護給付費点数表	9 短期入所療養介護	95 基準適合診療所 短期入所療養介護費	要支援 (A1点)	注2 送迎加算	(片道の送迎ごとにH点加算)				
			要介護1 (A2点)						
			要介護2 (A3点)						
			要介護3 (A4点)						
			要介護4 (A5点)						
			要介護5 (A6点)						
	96 介護力強化型短期入所療養介護 における短期入所療養介護	イ 介護力強化型短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護職員6:1 介護職員3:1	要支援 (A1点)	注2 勤務条件に関する基準の区分による加減算	注3 送迎加算 (片道の送迎ごとにH点加算)				
要介護1 (A2点)			①基準型(そのままの点数) ②加算型 1)看護等々の数15:1以上 夜勤時間72時間以下 (G1点加算) 2)看護等々の数20:1以上 夜勤時間72時間以下 (G2点加算) 3)看護等々の数30:1以上 夜勤時間64時間以下 (G3点加算) 4)看護等々の数20:1以上 夜勤時間72時間以下 (G4点加算) ③減算型 ①に満たない場合 (G5点減算)						
要介護2 (A3点)									
要介護3 (A4点)									
要介護4 (A5点)									
要介護5 (A6点)									
		(Ⅱ)介護力強化型短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護職員6:1 介護職員4:1	要支援 (B1点)						
要介護1 (B2点)									
要介護2 (B3点)									
要介護3 (B4点)									
要介護4 (B5点)									
		(Ⅲ)介護力強化型短期入所療養介護費(Ⅲ) 看護職員6:1 介護職員5:1	要支援 (C1点)						
要介護1 (C2点)									
要介護2 (C3点)									
要介護3 (C4点)									
要介護4 (C5点)									
		(Ⅳ)介護力強化型短期入所療養介護費(Ⅳ) 看護職員6:1 介護職員6:1	要支援 (D1点)						
要介護1 (D2点)									
要介護2 (D3点)									
要介護3 (D4点)									
要介護4 (D5点)									
		要介護5 (D6点)							
		□ 特定診療費							
指定居宅サービス介護給付費点数表	10 痴呆対応型共同生活介護	イ 痴呆対応型共同生活介護費	要介護1 (A1点)						
			要介護2 (A2点)						
			要介護3 (A3点)						
			要介護4 (A4点)						
			要介護5 (A5点)						
		□ 初期加算 (入所した日から起算して30日以内の期間、1日につきB点加算)							
指定居宅サービス介護給付費点数表	11 特定施設入所者生活介護	特定施設入所者生活介護費	要支援 (A1点)	注2 専従の機能訓練指導員を配置している場合 (1日につきB点加算)					
			要介護1 (A2点)						
			要介護2 (A3点)						
			要介護3 (A4点)						
			要介護4 (A5点)						
		要介護5 (A6点)							
指定居宅サービス介護給付費点数表	12 福祉用具貸与	福祉用具貸与費 (現に福祉用具貸与に要した費用の額を1点の単価で除した点数)	車いす	注1 特別地域交通費加算 (個々の用具ごとの貸与費のP/100を限度に加算)					
			車いす付属品						
			特殊寝台						
			特殊寝台付属品						
			じょく瘡予防用具						
			体位変換器						
			手すり						
			スロープ						
			歩行器						
			歩行補助つえ						
			痴呆性老人徘徊感知機器						
			移動用リフト						
		要介護1-2 (A2点)							
		要介護3-4-5 (A3点)							

		基本算定項目			注加算・減算項目										
1 介護福祉施設サービス	イ 介護福祉施設サービス費	(1)介護福祉施設サービス費	(一) 介護・看護職員の配置(I) 3:1	要介護1 (A1点)	注1 夜勤を行う介護職員等の勤務条件に関する基準を満たさない場合 (所定点数のP1/100を算定)	注3 専従の機能訓練指導員を配置している場合 (1日につきG点加算)	注4 常勤専従の医師を配置している場合 (1日につきH点加算)	注5 精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合 (1日につきJ点加算)	注6 外泊等が認められた場合 (1月に〇日を限度として所定点数に換えてK点算定)						
				要介護2 (A2点)											
				要介護3 (A3点)											
				要介護4 (A4点)											
				要介護5 (A5点)											
			(二) 介護・看護職員の配置(II) 3.5:1	要介護1 (B1点)											
				要介護2 (B2点)											
				要介護3 (B3点)											
				要介護4 (B4点)											
				要介護5 (B5点)											
			(三) 介護・看護職員の配置(III) 4.1:1	要介護1 (C1点)											
				要介護2 (C2点)											
				要介護3 (C3点)											
				要介護4 (C4点)											
				要介護5 (C5点)											
(2)小規模介護福祉施設サービス費	(一) 介護・看護職員の配置(I) 3:1	要介護1 (D1点)													
		要介護2 (D2点)													
		要介護3 (D3点)													
		要介護4 (D4点)													
		要介護5 (D5点)													
	(二) 介護・看護職員の配置(II) 3.5:1	要介護1 (E1点)													
		要介護2 (E2点)													
		要介護3 (E3点)													
		要介護4 (E4点)													
		要介護5 (E5点)													
	(三) 介護・看護職員の配置(III) 4.1:1	要介護1 (F1点)													
		要介護2 (F2点)													
		要介護3 (F3点)													
		要介護4 (F4点)													
		要介護5 (F5点)													
ロ 旧措置介護福祉施設サービス費	(1)旧措置介護福祉施設サービス費	(一)介護・看護職員の配置(I) 3:1	要支援等・1 (A1点)	注2 夜勤を行う介護職員等の勤務条件に関する基準を満たさない場合 (所定点数のP2/100を算定)											
			要介護2・3 (A2点)												
			要介護4・5 (A3点)												
			要支援等・1 (B1点)												
			要介護2・3 (B2点)												
		(二)介護・看護職員の配置(II) 3.5:1	要支援等・1 (B3点)												
			要介護4・5 (B3点)												
			要支援等・1 (C1点)												
			要介護2・3 (C2点)												
			要介護4・5 (C3点)												
		(三)介護・看護職員の配置(III) 4.1:1	要支援等・1 (D1点)												
			要介護2・3 (D2点)												
			要介護4・5 (D3点)												
			要支援等・1 (E1点)												
			要介護2・3 (E2点)												
(二)小規模旧措置介護福祉施設サービス費	(二)介護・看護職員の配置(II) 3.5:1	要介護4・5 (E3点)													
		要支援等・1 (F1点)													
		要介護2・3 (F2点)													
		要介護4・5 (F3点)													
		要介護4・5 (F3点)													
ハ 初期加算 (入所した日から起算して30日以内の期間、1日につきL点加算)															
ニ 退所時相談援助費 (1)訪問して行った場合(入所早期及び退所の前後に各1回に限りM1点算定) (2)1以外の場合 (退所者1人につき1回限りM2点算定)															
2 介護保健施設サービス	イ 介護保健施設サービス費	(1)介護保健施設サービス費 (1) (看護・介護職員の配置 3:1)	要介護1 (A1点)	注2 リハビリ体制が強化されている場合 (1日につきC点加算)	注3 痴呆専門棟加算 (問題行動の著しい痴呆性老人の場合) (1日につきJ点加算)	注4 外泊を認めた場合 (1月に6日を限度として所定点数に換えてD点算定)									
			要介護2 (A2点)												
			要介護3 (A3点)												
			要介護4 (A4点)												
			要介護5 (A5点)												
			(2)介護保健施設サービス費 (II) (介護・看護職員の配置 3.6:1)				要介護1 (B1点)								
							要介護2 (B2点)								
							要介護3 (B3点)								
							要介護4 (B4点)								
							要介護5 (B5点)								
			ロ 初期加算 (入所した日から起算して30日以内の期間、1日につきE点加算)												
			ハ 退所時指導等加算				(1)退所時指導加算	(一) 訪問して指導を行った場合(入所早期及び退所の前後に各1回限りF1点算定)							
													(二) (一)以外の場合 (退所者1人につき1回限りF2点算定)		
								(2)老人訪問看護指示加算 (退所者1人につき1回限りF3点算定)							
			ニ 緊急時施設療養費				(1)緊急時治療管理費 (1日につきE点)								
(2)特定治療費															

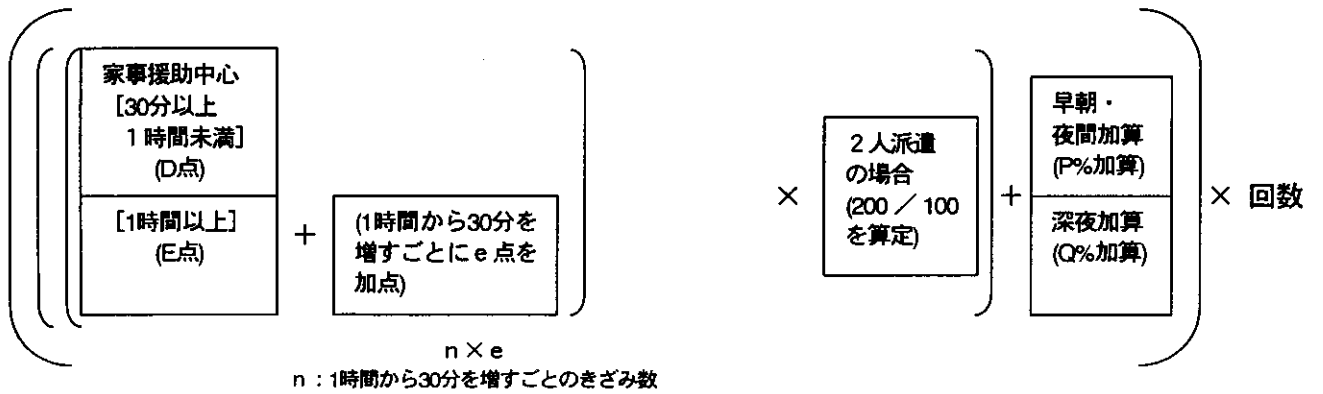
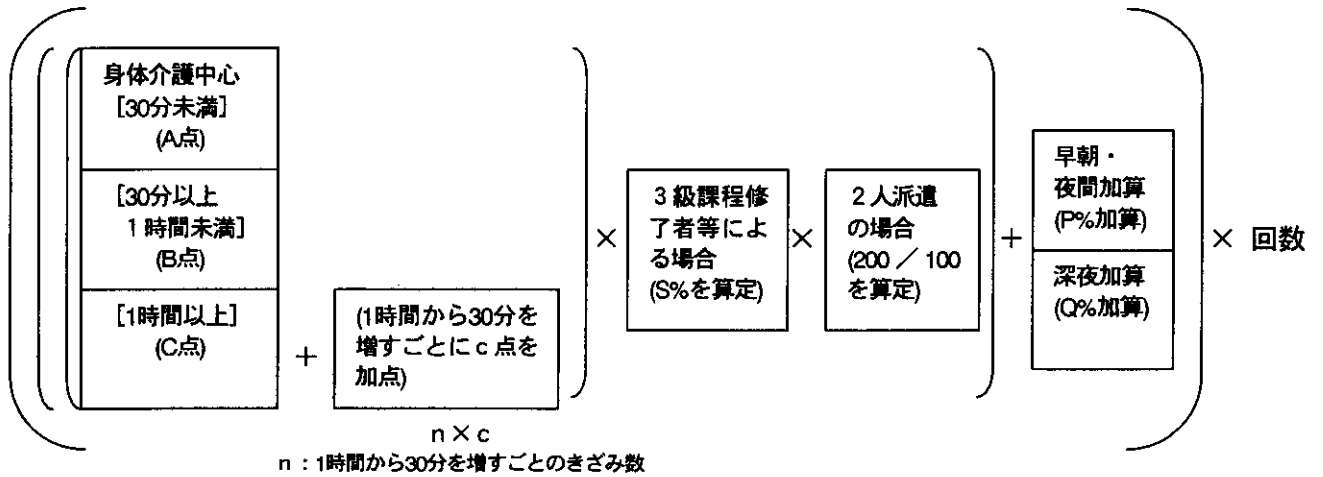
		基本算定項目				注加算・減算項目													
指定施設サービス等介護給付費点算表	3 介護療養施設サービス	3-1 介護療養型医療施設たる病院の療養型病床群における介護療養施設サービス	イ 療養型介護療養施設サービス費	(1)療養型介護療養施設サービス費(I)	看護職員 6:1 介護職員 3:1	要介護1 (A1点) 要介護2 (A2点) 要介護3 (A3点) 要介護4 (A4点) 要介護5 (A5点)	注1 イ 基準省令附則第10条に該当する場合(廊下幅) (1日につきE1点減算) ロ 基準省令附則第8、9、11条の何れかに該当する場合(病室、機能訓練室) (1日につきE2点減算) ハ 基準省令附則第7条に該当する場合(食堂、浴室) (1日につきE3点減算)	注2 医師の配置について医療法施行規則附則第49条に定める経過措置が適用されている場合 (1日につきF点減算)	注3 勤務条件に関する基準の区分による加減算 ①基準型(そのままの点数) ②加算型 1)看護婦等の数15:1以上 夜勤時間72時間以下 (G1点加算) 2)看護婦等の数20:1以上 夜勤時間72時間以下 (G2点加算) 3)看護婦等の数30:1以上 夜勤時間64時間以下 (G3点加算) 4)看護婦等の数20:1以上 夜勤時間72時間以下 (G4点加算) ③減算型 ①に満たない場合 (G5点減算)	注4 外泊を認めた場合 (1月に6日を限度として所定点数に換えてH点算定)									
				□ 初期加算 (入院した日から30日以内、1日につき1点加算)															
				ハ 退院時指導等加算	(1)退院時指導加算	(一)訪問して行った場合 (入院早期及び退院の前後に各1回限りJ1点算定)													
						(二)(一)以外の場合 (退院患者1人につき1回限りJ2点算定)													
					(2)老人訪問看護指示加算 (退院患者1人につき1回限りH点算定)														
				二 特定診療費															
				指定施設サービス等介護給付費点算表	3 介護療養施設サービス	3-2 介護療養型医療施設たる診療所の療養型病床群における介護療養施設サービス					イ 診療所型介護療養施設サービス費	(1)診療所型介護療養施設サービス費(I)	看護職員 6:1 介護職員 6:1	要介護1 (A1点) 要介護2 (A2点) 要介護3 (A3点) 要介護4 (A4点) 要介護5 (A5点)	注1 イ 平成10年省令第2、3条の何れかの適用を受ける場合 (1日につきC1点減算) ロ 平成10年省令附則第6条の適用を受ける場合 (1日につきC2点減算)	注2 外泊を認めた場合 (1月に6日を限度として所定点数に換えて1日につきH点算定)			
												□ 初期加算 (入院した日から30日以内、1日につき1点加算)							
												ハ 退院時指導等加算	(1)退院時指導加算	(一)訪問して行った場合 (入院早期及び退院の前後に各1回限りJ1点算定)					
														(二)(一)以外の場合 (退院患者1人につき1回限りJ2点算定)					
	(2)老人訪問看護指示加算 (退院患者1人につき1回限りH点算定)																		
二 特定診療費																			

		基本算定項目				注加算・減算項目										
指定施設サービス等介護給付算点数表	3-3 介護療養型医療施設 の老人性痴呆疾病 様における介護療 養施設サ ービス	イ 痴呆疾患 型介護療養 施設サ ービス費	(1)痴呆疾患型 介護療養施設 サービス費(I)	看護職員6:1 介護職員4:1	要介護1 (A1点) 要介護2 (A2点) 要介護3 (A3点) 要介護4 (A4点) 要介護5 (A5点)	注2 外泊を認 めた場合 (1月に6日を 限度として所 定点数に換え て1日につきH 点算定)										
			(2)痴呆疾患型 介護療養施設 サービス費(II)	看護職員6:1 介護職員5:1	要介護1 (B1点) 要介護2 (B2点) 要介護3 (B3点) 要介護4 (B4点) 要介護5 (B5点)											
			(3)痴呆疾患型 介護療養施設 サービス費(III)	看護職員6:1 介護職員6:1	要介護1 (C1点) 要介護2 (C2点) 要介護3 (C3点) 要介護4 (C4点) 要介護5 (C5点)											
			(4)痴呆疾患型 介護療養施設 サービス費(IV)	看護職員6:1 介護職員8:1	要介護1 (D1点) 要介護2 (D2点) 要介護3 (D3点) 要介護4 (D4点) 要介護5 (D5点)											
			ロ 初期加算 (入院した日から30日以内、1日につき1点加算)													
			ハ 退院時指 導等加算	(1)退院時 指導加算	(一)訪問して行った場合 (入院早期及び退院の前 後に各1回限りJ1点算定)											
					(二)(一)以外の場合 (退院患者1人につき1回 限りJ2点算定)											
				(2)老人訪問看護指示加算 (6退院患者1人につき1回限りH点算定)												
			ニ 特定診療費													
			3-4 介護療養型医療施設 の介護力強化病 様における介護療 養施設サ ービス	イ 介護力強 化型介護療 養施設サ ービス費	(1)介護力強化型 介護療養施設サ ービス費(I)						看護職員6:1 介護職員3:1	要介護1 (A1点) 要介護2 (A2点) 要介護3 (A3点) 要介護4 (A4点) 要介護5 (A5点)	注2 勤務条件に関する基準の区 分による加減算 ①基準型(そのままの点数) ②加算型 1)看護婦等の数15:1以上 夜勤時間72時間以下 (G1点加算) 2)看護婦等の数20:1以上 夜勤時間72時間以下 (G2点加算) 3)看護婦等の数30:1以上 夜勤時間64時間以下 (G3点加算) 4)看護婦等の数20:1以上 夜勤時間72時間以下 (G4点加算) ③減算型 ①に満たない場合 (G5点減算)	注3 外泊を認 めた場合 (1月に6日を 限度として所 定点数に換え て1日につきH 点算定)		
(2)介護力強化型 介護療養施設サ ービス費(II)	看護職員6:1 介護職員4:1	要介護1 (B1点) 要介護2 (B2点) 要介護3 (B3点) 要介護4 (B4点) 要介護5 (B5点)														
(3)介護力強化型 介護療養施設サ ービス費(III)	看護職員6:1 介護職員5:1	要介護1 (C1点) 要介護2 (C2点) 要介護3 (C3点) 要介護4 (C4点) 要介護5 (C5点)														
(4)介護力強化型 介護療養施設サ ービス費(IV)	看護職員6:1 介護職員6:1	要介護1 (D1点) 要介護2 (D2点) 要介護3 (D3点) 要介護4 (D4点) 要介護5 (D5点)														
ロ 初期加算 (入院した日から30日以内、1日につき1点加算)																
ハ 退院時指 導等加算	(1)退院時 指導加算	(一)訪問して行った場合 (入院早期及び退院の前 後に各1回限りJ1点算定)														
		(二)(一)以外の場合 (退院患者1人につき1回 限りJ2点算定)														
	(2)老人訪問看護指示加算 (6退院患者1人につき1回限りH点算定)															
ニ 特定診療費																
用 の 類 の 算 定 表	基本食費サービス費 (1日につきN円)				注2 イ 管理栄養士による管理や適時 適温ができていない場合 (N1円減算) ロ 管理栄養士又は栄養士によっ て管理されていない場合等 (N2円減算)	注3 特別食加算 (1日にN3円加算)										

第2部 介護給付費の算定構造（案）

別表 指定居宅サービス介護給付費点数表（案）について

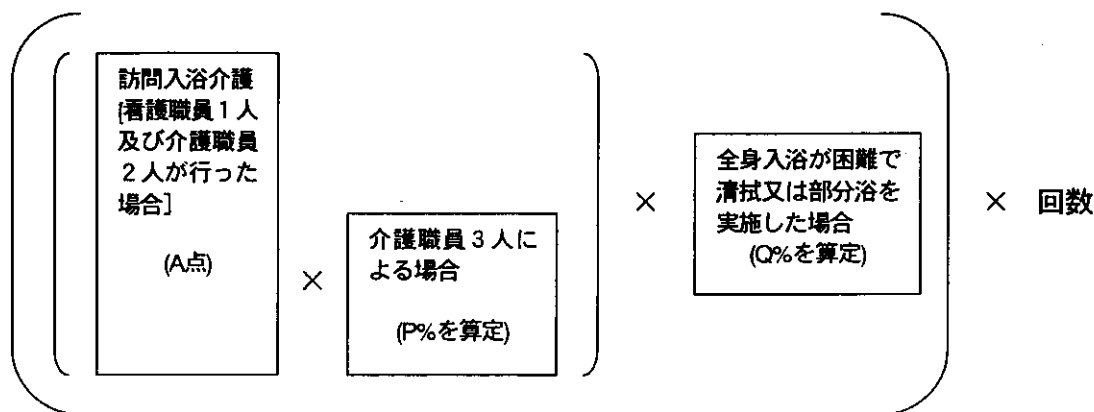
1. 訪問介護



特別地域訪問介護加算
 (所定点数×R%)

(支給限度額に含めない報酬項目)

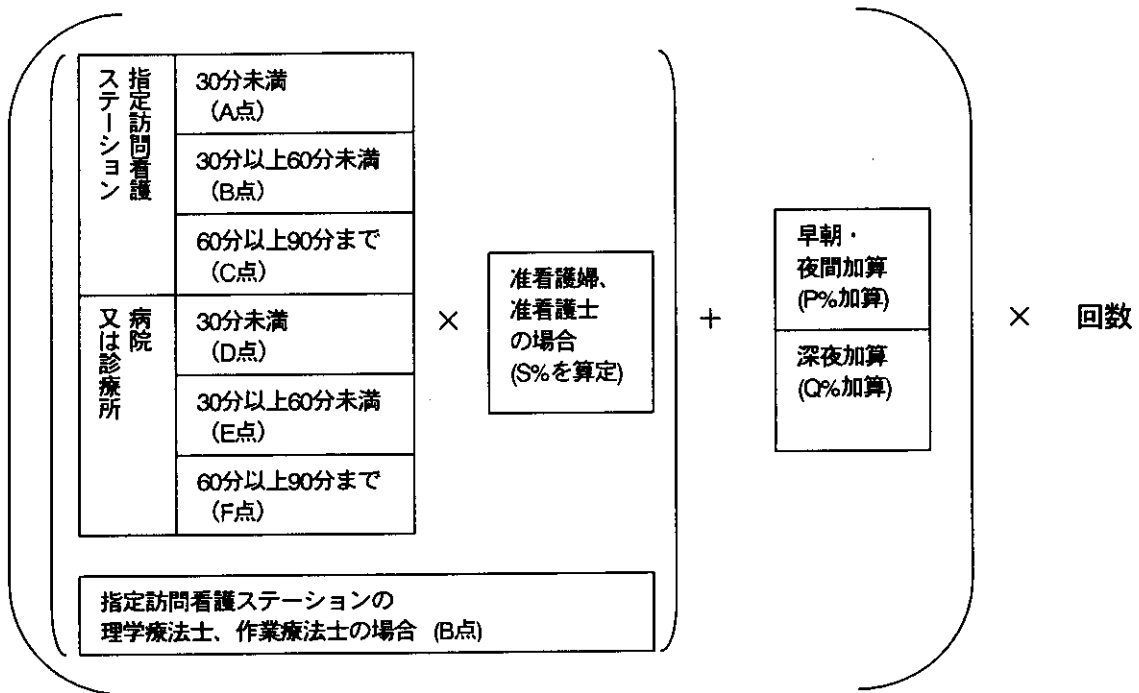
2. 訪問入浴介護



特別地域訪問入浴介護加算
 (所定点数×R%)

(支給限度額に含めない報酬項目)

3. 訪問看護



特別地域訪問看護加算
(所定点数×R%)

(支給限度額に含めない報酬項目)

緊急時 訪問看護 加算	指定訪問看護ステーション (G点)
	医療機関 (H点)

月1回

特別管理加算
(I点)

月1回

ターミナルケア加算
(J点)

死亡月 (支給限度額に含めない報酬項目)

4. 訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーション (1日につき)
(A点)

× 日数

5. 居宅療養管理指導

医師、歯科 医師が行う 場合	居宅療養管理指導費(I) (A点)	月1回限り
	居宅療養管理指導費(II) (B点)	
薬剤師が 行う場合	薬剤師居宅療養管理指導 (C点)	+
	特別な薬剤の場合 (D点加算)	
管理栄養士 が行う場合	管理栄養士居宅療養管理 指導 (E点)	× 回数 (月2回限り)
歯科衛生士等 が行う場合	歯科衛生士等居宅療 養管理指導 (F点)	× 回数 (月4回限り)

6. 通所介護

単独型 通所介護費	3時間以上 4時間未満	要支援 (A1点)	} × 2時間以上 3時間未満 の場合 (S%を算定)
		要介護1・2 (A2点)	
		要介護3・4・5 (A3点)	
	4時間以上 6時間未満	要支援 (A4点)	
		要介護1・2 (A5点)	
		要介護3・4・5 (A6点)	
	6時間以上 8時間未満	要支援 (A7点)	
		要介護1・2 (A8点)	
		要介護3・4・5 (A9点)	
併設型 通所介護費	3時間以上 4時間未満	要支援 (B1点)	} × 2時間以上 3時間未満 の場合 (S%を算定)
		要介護1・2 (B2点)	
		要介護3・4・5 (B3点)	
	4時間以上 6時間未満	要支援 (B4点)	
		要介護1・2 (B5点)	
		要介護3・4・5 (B6点)	
	6時間以上 8時間未満	要支援 (B7点)	
		要介護1・2 (B8点)	
		要介護3・4・5 (B9点)	
痴呆専用 単独型 通所介護費	3時間以上 4時間未満	要支援 (C1点)	} × 2時間以上 3時間未満 の場合 (S%を算定)
		要介護1・2 (C2点)	
		要介護3・4・5 (C3点)	
	4時間以上 6時間未満	要支援 (C4点)	
		要介護1・2 (C5点)	
		要介護3・4・5 (C6点)	
	6時間以上 8時間未満	要支援 (C7点)	
		要介護1・2 (C8点)	
		要介護3・4・5 (C9点)	
痴呆専用 併設型 通所介護費	3時間以上 4時間未満	要支援 (D1点)	} × 2時間以上 3時間未満 の場合 (S%を算定)
		要介護1・2 (D2点)	
		要介護3・4・5 (D3点)	
	4時間以上 6時間未満	要支援 (D4点)	
		要介護1・2 (D5点)	
		要介護3・4・5 (D6点)	
	6時間以上 8時間未満	要支援 (D7点)	
		要介護1・2 (D8点)	
		要介護3・4・5 (D9点)	

+ 機能訓練
に対する
体制加算
(E点加算) × 回数

食事提供体制加算（1回につき）
（F点）

× 回数

送迎加算（片道の送迎ごと）
（G点）

× 回数（片道単位）

通所介護入浴介助加算（1日につき）
（H点）
通所介護特別入浴介助加算（1日につき）
（I点）

} × 日数

7. 通所リハビリテーション

通所リハビリテーション費 (I) (通常規模の医療機関)	3時間以上 4時間未満	要支援 (A1点)	} ×	2時間以上 3時間未満 の場合 (S%を算定)
		要介護1・2 (A2点)		
		要介護3・4・5 (A3点)		
	4時間以上 6時間未満	要支援 (A4点)		
		要介護1・2 (A5点)		
		要介護3・4・5 (A6点)		
	6時間以上 8時間未満	要支援 (A7点)		
		要介護1・2 (A8点)		
		要介護3・4・5 (A9点)		
通所リハビリテーション費 (II) (小規模診療所)	3時間以上 4時間未満	要支援 (B1点)	} ×	2時間以上 3時間未満 の場合 (S%を算定)
		要介護1・2 (B2点)		
		要介護3・4・5 (B3点)		
	4時間以上 6時間未満	要支援 (B4点)		
		要介護1・2 (B5点)		
		要介護3・4・5 (B6点)		
	6時間以上 8時間未満	要支援 (B7点)		
		要介護1・2 (B8点)		
		要介護3・4・5 (B9点)		
通所リハビリテーション費 (III) (介護老人保健施設)	3時間以上 4時間未満	要支援 (C1点)	} ×	2時間以上 3時間未満 の場合 (S%を算定)
		要介護1・2 (C2点)		
		要介護3・4・5 (C3点)		
	4時間以上 6時間未満	要支援 (C4点)		
		要介護1・2 (C5点)		
		要介護3・4・5 (C6点)		
	6時間以上 8時間未満	要支援 (C7点)		
		要介護1・2 (C8点)		
		要介護3・4・5 (C9点)		

× 回数

食事提供体制加算 (1回につき)
(F点) × 回数

送迎加算 (片道の送迎ごと)
(G点) × 回数 (片道単位)

通所リハビリテーション入浴介助
加算 (1日につき) (H点)
通所リハビリテーション特別入浴
介助加算 (1日につき) (I点) } × 日数

理学療法士、作業療法士等による訪問
指導等 (J点) 月1回限り (介護老人保健施設の場合)

8. 短期入所生活介護

単独型 短期入所 生活介護費	職員配置 (I) 介護・看護 職員の配置 3:1	要支援 (A1点)	単独型の場合 介護職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合 (P1%を算定)	×
		要介護1 (A2点)		
		要介護2 (A3点)		
		要介護3 (A4点)		
		要介護4 (A5点)		
		要介護5 (A6点)		
	職員配置 (II) 介護・看護 職員の配置 3.5:1	要支援 (B1点)		
		要介護1 (B2点)		
		要介護2 (B3点)		
		要介護3 (B4点)		
		要介護4 (B5点)		
		要介護5 (B6点)		
	職員配置 (III) 介護・看護 職員の配置 4.1:1	要支援 (C1点)		
		要介護1 (C2点)		
		要介護2 (C3点)		
		要介護3 (C4点)		
		要介護4 (C5点)		
		要介護5 (C6点)		
併設型 短期入所 生活介護費	職員配置 (I) 介護・看護 職員の配置 3:1	要支援 (D1点)	併設型の場合 介護職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合 (P2%を算定)	×
		要介護1 (D2点)		
		要介護2 (D3点)		
		要介護3 (D4点)		
		要介護4 (D5点)		
		要介護5 (D6点)		
	職員配置 (II) 介護・看護 職員の配置 3.5:1	要支援 (E1点)		
		要介護1 (E2点)		
		要介護2 (E3点)		
		要介護3 (E4点)		
		要介護4 (E5点)		
		要介護5 (E6点)		
	職員配置 (III) 介護・看護 職員の配置 4.1:1	要支援 (F1点)		
		要介護1 (F2点)		
		要介護2 (F3点)		
		要介護3 (F4点)		
		要介護4 (F5点)		
		要介護5 (F6点)		

送迎加算 (片道の送迎ごと)
(H点)

× 回数 (片道単位)